

**公益財団法人堺市文化振興財団ホームページ制作業務  
審査基準**

1. 審査対象

各企画提案者の提出した企画提案書の関係書類を審査の対象とする。

なお、企画提案書については、審査の公平性を期するため一切の事業者名を匿名とする。

選定委員会において、最も優秀であると評価された事業者を優先交渉権者とする。

2. 審査項目及び基準

※別紙1のとおり

3. 審査方法

(1) 審査項目及び基準を別紙1で確認し、記載されている採点方式に沿って得点を算出する。

(2) 委員は得点をもとに全事業者の順位及び順位点を決定する。

(3) 各委員の審査結果をもとに、委員匿名により全事業者の得点及び順位点の順位を定める。

4. 審査結果

(1) プロポーザル審査の結果、別紙1で算出した得点の一番高い事業者を委託契約の優先交渉権者とする。なお、審査の結果、得点が同一の者があった場合には、得点が同一の者の中で各委員が算出した順位点の合計が一番高い事業者を委託契約の優先交渉権者とする。得点が高同点であり、かつ順位点が高同点の者があった場合には、これらの者の中で見積書見積額の低い者を優先交渉権者に選定する。なお、順位点の算出方法は下記のとおり。

(2) 審査の結果、得点が一番高い事業者であっても委員全員の得点の合計が満点の60%未満の場合、契約の相手方として選定しない。

(3) 企画提案者が1者の場合は、選定委員会で提案内容を審査し、優秀であるときは交渉権者として選定する。但し、この場合においても委員全員の得点の合計が満点の60%未満の場合、契約の相手方として選定しない。

(4) この基準に定めのない事項については、選定委員会において決定する。

※順位点の算出方法

下表により順位を「順位点」に換算する。参加事業者数が6以上の場合、5以下の例にそって換算する。

参加事業者数 (委員全員の得点の合計が満点の60%未満の場合を除く)	順位表				
	1位	2位	3位	4位	5位
2	2点	1点			
3	3点	2点	1点		
4	4点	3点	2点	1点	
5	5点	4点	3点	2点	1点

## 配点表

別紙 1

### ●一次審査（書類審査）審査項目と配点

	審査項目	審査基準	配点
1	I.コンセプト	本業務の趣旨・目的を十分理解し、ページ構成の考え方が明確かつ適切に示されているか	10点
2	II.デザイン	仕様書「7.作成方針」を理解したうえで、独自性があり、利用者の期待感を高めるデザインとなっているか。	15点
		情報の入り口が分かりやすく設置され、各ページへの誘導として適切にデザインされているか。	15点
3	III.サイト構成	ユーザビリティやアクセシビリティが考慮されているか。	10点
		利用者が短時間で目的のページに到達できるような構成となっているか。	10点
4	IV.CMS 機能	マニュアル及び操作研修により、職員が HTML 言語を意識することなく、一般的なワープロソフトを扱うような操作性でコンテンツを編集することができるか。	10点
		PDF ファイルや Word、Excel ファイル、画像等が簡単にアップロードでき、映像の埋め込みやリンクが容易に設定できる機能であるか。	10点
5	V.サーバー構成、セキュリティ対策	提案内容に沿ったサーバー構成およびセキュリティ対策が示されているか。	20点
6	VI. SEO 対策、アクセス解析	利用者増につながる対策とツールが示されているか。	5点
7	VII.スケジュール	本業を行うために必要な作業・プロセスと時期を明らかにしているか。 必要なスタッフ体制と配置が確保できているか。	10点
	VIII.業務実施体制		
8	IX.業務実績	本業務を実施するにあたって、類似業務実績があるか。	5点
9	見積金額	下記参照。	10点

合計 130点

#### 【見積金額の項目について】

最も安価な見積書を提示した事業者の見積金額を各事業者の見積額で除したのち、  
配点 10 点を乗じる。計算後の端数は小数点第 1 位は四捨五入する。

最も安価な見積書を提示した事業者の見積額 / 審査対象の事業者見積額 × 10 点

### ●プレゼンテーション審査項目と配点

	審査項目	審査基準	配点
1	理解	本業務の趣旨を十分に理解し、表現できているか	15点
2	対応	より良い成果物を完成するため、発注者の要望に柔軟に対応しようとする姿勢があるか	20点
3	意欲	本業務に対しての発注者と共に制作していく熱意が感じられるか	15点

合計 50点